別紙1

指定管理者のモニタリングシート

1，基本情報

確認年月日：R3年11月1日

施設名	盛岡市立高松児童センター		
住所	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3		
指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	子ども青少年課
指定管理料（年額）	12,767,685円		
今回確認期間	令和 2 年 10 月 21 日 から令和 3 年 11 月 1 日 まで （ 12 ヶ月間）		

2，業務の履行状況の確認について

（1）稼動実績（令和3年4月1日から確認年月前までの実績，令和2年度は計画どおり実施したことを確認。）

項目		今期計画	今期実績
開館日数		360日	計画通り開館
延べ利用者数	個人	15,086人	6,839人（6ヶ月）
	団体	上記利用者数に含まれる。	上記利用者数に含まれる。
主要事業開催回数	体育・文化講座（教室）の開催	180回	164回
	自然体験活動事業（自主事業）	2事業	1
	子どもボランティア育成支援事業（自主事業）	2事業	1
	児童健全育成相談支援事業（自主事業）	2事業	1

（2）管理運営実績

項目		確認欄
設置目的	施設の設置目的及び市の施策の成果向上に果たす施設の役割を理解し，これらに沿った管理運営がなされているか。	適・要改善
平等利用	市民・利用者の平等な利用が確保されているか（一部の市民・利用者に対して，不当に利用を制限したり優遇したりすることが行われていないか。）。	適・要改善
施設の効用の発揮	施設管理	
	建物・外構の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	設備の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	建物，外構，設備の修繕の履歴は整理，保管されているか。	適・要改善
	現金・備品等の管理	
	現金は適正に管理されているか。	適・要改善
	鍵は適正に管理されているか。	適・要改善
	施設に配置されている備品が適正に記録・管理されているか。	適・要改善
	備品の購入，廃棄，修繕の記録について整理，保管されているか。	適・要改善
	事業実施	
	仕様書及び事業計画書で実施することとしている事業が実施されているか。	適・要改善
	危機管理	
	危機対応の手順は整備されているか。	適・要改善
管理能力の確保	適正な人数の職員が配置されているか。	適・要改善
	職員の資質向上のための研修等の取組みが実施されているか。	適・要改善
	適正な労働条件が確保されているか。	適・要改善

（2）管理運営実績（続き）

項目		確認欄
個人情報保護	施設で取り扱う個人情報は，特記仕様書に基づき扱われているか。	適・要改善
その他	市と指定管理者の間で指定管理業務について記録することとしている事項について，記録が整備されているか。	適・要改善
	あらかじめ市に協議するべき事項について，適時に協議がされているか。	適・要改善
	市と指定管理者の間で指定管理業務について報告することとされている事項について，適時に報告がなされているか。	適・要改善

3，サービスの質の確認について

（1）サービス提供の状況

項目		確認欄
職員対応	職員の身だしなみは適切か	適・要改善
	利用者への応対のマナーは適切か	適・要改善
	利用者に対する職員の案内，説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適・要改善
施設管理	施設は清潔に保たれているか。	適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適・要改善
苦情要望	利用者からの苦情・要望に対し，適切な対応がなされているか	適・要改善
	利用者からの苦情・要望について，市への連絡報告が適切に行われているか	適・要改善
利用促進	事業実施の周知が適切になされているか。	適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか	適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適・要改善

4，指定管理者が施設の管理運営及びサービスの質を向上させるために工夫した事項

・施設職員が学校の先生と情報交換会を行うなど，学校との連携及び連絡体制の確立を図っている。
・センターだより等の広報は高松小学校区の全家庭配布，また，一部の町内会では町内会回覧を通じて利用状況や事業内容，各種行事について周知するようにしている。また，センターだよりの裏面を活用しイベントや貸館の周知を行っている。
・月ごとの生活の目当てを設定し，児童が施設で規律ある生活を送れるよう努めている。
・子どもボランティア活動として，草取りなど利用環境の整備に取り組み，清潔感のある施設を目指している。

5，モニタリング結果を踏まえた今後の管理運営の方向性

指定管理者	所管課
①児童の健全育成は、職員・保護者・児童の三者が協力して作り上げていくという機運を醸成する。 ②利用者が、安全で安心して、気持ちよく利用できるように環境整備に努める。 ③職員の資質向上のために、研修等に参加した場合や価値ある情報が入った場合、伝達講習を行う。 ④職員間の情報共有を密にし、適切に児童・保護者への対応に努める。	各項目において適切に管理運営されていることのほか，児童の集団活動での安全面や関係する学校との連携についての対応も確認できた。また，コロナウイルス感染症対策として施設の消毒や3密回避のための配慮，利用者への周知等，施設として可能な限りの対応を実践している。今後も児童と保護者の立場に沿って管理運営を行うとともに，適正な労働条件の確保をお願いしたい。